

## 第13回 アジアビジネス研修会

## 最新の各国動向



2020年10月22日、CaN東京のセミナールームで、弊社主催による「第13回アジアビジネス研修会」が開催されました。

今回は、各国におけるコロナ事情や日系企業の経済活動の状況等をテーマに情報交換を行いました。

弊社の会議室にお越しいただいた参加者のみならず、ベトナム、タイ、フィリピンなど現地で活躍している専門家もオンラインで参加し、各国の経済状況について活発な議論がなされました。

参加された皆様、ありがとうございました！

### 記事掲載のお知らせ

#### 経理情報に記事が掲載されました！

『旬刊経理情報(中央経済社)』2020年11月10日増大号(No1594)に掲載された「海外子会社の不正事例と早期発見対策」のタイパートを執筆しました。

記事ではタイにおける不正事例の紹介と、具体的な対応策について解説しています。ベトナム、韓国についての事例等もありますので、併せてご参照ください！

### 国税庁がCOVID-19の影響を受け一時帰国者等に係る税務上の取扱いを公表

国税庁は2020年10月23日に、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQを更新しました([リンクはこちら](#))。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国際的な移動が制限されていることに伴い生じる一時帰国者、赴任予定者等に係る給与の課税関係にかかる質問が4問追加されています。その中でも、問11-4では、海外に出国(1年以上)していた従業員を一時帰国させた場合の取扱いが解説されており、その内容を下表にまとめました(海外現地法人による給与の支給形態は、帰国後も変更はないものとしています)。一時帰国者の日本での帰国期間が183日を超過した場合、海外現地法人が支払う給与についても日本で確定申告が必要となりますので留意が必要です。

項目	日本への一時帰国期間※	赴任地国と日本の租税条約の締結の有無	
		有	無
海外現地法人が支払う給与	183日以内	短期滞在者免税の適用を受け免税	対象者が確定申告
	183日超	対象者が確定申告	
内国法人が支払う一時帰国留守宅手当	20.42%の税率により源泉徴収(源泉徴収のみで課税関係は終了)		

※短期滞在者免税の適用を受けられる帰国期間は、日本と赴任地国の間で締結された租税条約の内容によって異なります。例えば、日・タイ租税条約は180日。